

国立大学法人岡山大学の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成25年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

国立大学法人岡山大学役員給与規則に基づき、各役員の在職期間における業績を勘案し、経営協議会の議を経て、期末特別手当の額を増額、又は減額することができることとしている。

<法人の長の報酬水準が妥当であると判断する理由>

岡山大学は、「高度な知の創成と的確な知の継承」を大学の理念に掲げ、公的な知の府として、知の創成(研究)と知の継承(教育と社会還元)を通じて人類社会の発展に貢献することを使命としており、世界のトップステージで活躍できる実践人の育成のために、学長のリーダーシップの下、大学の組織・教育・基盤のビルド&リノベートを実践し、聖域なき改革の日常化を断行している。

そうした中で、学長は、職員数約2,200名の法人の代表として、その業務を総理するとともに、校務を司り、所属職員を総督して、経営責任者と教学責任者の職務を同時に担っている。

学長の年間報酬額は、人数規模が同規模である民間企業の役員報酬3,069万円と比較した場合、それ以下であり、また事務次官の年間給与額2,044万円と比べてもそれ以下となっている。

岡山大学では、学長の報酬月額を法人化移行前に適用されていた指定職10号俸(現7号俸)相当額としているが、学長の職務内容の特性は、上記のとおり法人化移行前と同等以上であると言え、各年度における業績評価の結果を勘案したものであるとしている。

また、かつて学長が同じ指定職10号俸(現7号俸)を受けていた旧六大学(千葉・新潟・金沢・岡山・長崎・熊本)の長の報酬水準と比較しても、ほぼ同水準となっている。

こうした職務内容の特性及び他大学との比較を踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。

【主務大臣の検証結果】

職務内容の特性や業務の実績、国家公務員指定職適用官職、民間企業との比較などを考慮すると、法人の長の報酬水準は妥当であると考えられる。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

理事

理事(非常勤)

監事

監事(非常勤)

特になし

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成25年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	千円	千円	千円	千円	就任	退任	
法人の長	17,056	12,224	4,465	366 (調整手当)			
A理事	13,213	9,030	3,298	270 (調整手当)			
				49 (通勤手当)			
				564 (単身赴任手当)			
B理事	12,647	9,030	3,298	270 (調整手当)			
C理事	12,599	9,030	3,298	270 (調整手当)			
D理事	12,706	9,030	3,298	270 (調整手当)			
				106 (通勤手当)			
E理事	12,599	9,030	3,298	270 (調整手当)			
F理事	12,885	7,795	3,192	1,333 (調整手当)			◇
				564 (単身赴任手当)			
G監事	9,798	7,005	2,559	210 (調整手当)			*※
				24 (通勤手当)			
H監事 (非常勤)	2,208	2,208					

注1:「調整手当」とは、民間の賃金水準が高い地域に在勤する役員に支給しているものである。

注2:「前職」欄の「◇」は、役員出向者であることを、「*※」は退職公務員が独立行政法人等の役職員に就任し退職した後国立大学法人の役員となった者であることを示す。

注3:総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

3 役員の退職手当の支給状況(平成25年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
法人の長	千円	年 月			該当者なし	
理事	千円	年 月			該当者なし	
監事	千円	年 月			該当者なし	

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

学長のリーダーシップの下、教育・研究組織及び事務組織等の定員を一元管理し、組織の改革・改善等を推進することにより効率的運営と省力化を図り、人件費の削減及び抑制に努める。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国家公務員の給与制度を参考とし、他の国立大学法人の給与水準や社会一般の情勢を考慮して決定する。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

昇給及び勤勉手当の成績率の判定にあたっては、「国立大学法人岡山大学職員勤務評価実施規程」に基づいて行われる勤務評価の結果及び「国立大学法人岡山大学教員活動評価実施規程」に基づいて行われる給与査定の結果を反映させる。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
賞与・勤勉手当 (査定分)	「国立大学法人岡山大学職員勤務評価実施規程」に基づいて行われる勤務評価の結果及び「国立大学法人岡山大学教員活動評価実施規程」に基づいて行われる給与査定の結果を反映させて決定される支給割合(成績率)に基づき支給される。
昇給	「国立大学法人岡山大学職員勤務評価実施規程」に基づいて行われる勤務評価の結果及び「国立大学法人岡山大学教員活動評価実施規程」に基づいて行われる給与査定の結果を適切に反映させ決定する。昇給の区分は5段階(A～E)で、昇給号俸数は区分Aが8号俸、区分Bが6号俸、区分C(標準)が4号俸、区分Dが2号俸(区分Eは昇給なし)。ただし、特定職員についてはそれぞれ8, 6, 3, 2号俸(区分Eは昇給なし)、55歳を超える職員(一般職員(二)の適用を受ける職員にあつては57歳)については、区分Aが2号俸、区分Bが1号俸(区分C～Eは昇給なし)。
昇格・降格	昇格については、勤務成績が良好で、かつ昇格基準に達している場合、または職員が昇任した場合、上位の級に昇格させることができる。降格は、職員が降任した場合には、下位の級に降格させることができる。

ウ 平成25年度における給与制度の主な改正点

- ・平成25年4月1日において31歳以上39歳未満の職員のうち、平成18年度から平成20年度の間において昇給した職員その他当該職員と権衡上必要がある職員の号俸を1号俸上位の号俸とした。
- ・管理職手当額、有資格職手当及び大学貢献手当の支給対象範囲並びに期末・勤勉手当の管理職加算額の加算対象範囲を変更した。
- ・夜間看護等手当額の改定を行った。
- ・学部授業を英語で実施する教員に対して国際化推進教育手当を新設した。
- ・55歳を超える職員について、その者の勤務評価が特に良好である場合に限り昇給を行うこととした。

特例法に基づく国家公務員の給与見直しに関連して、以下の措置を講ずることとした。

【教育学部附属学校園の教育職員以外】

- ・実施期間：平成24年6月～平成26年3月
- ・俸給表関係の措置の内容：
 - 一般(一)2級以下，一般(二)3級以下，教育(一)2級以下，医療2級以下，看護2級以下・・・▲4.77%(▲2%)
 - 一般(一)3級～6級，一般(二)4級以上，教育(一)3級及び4級，医療3級～7級，看護3級～6級・・・▲7.77%(▲4%)
 - 一般(一)7级以上，教育(一)5級，医療8級，看護7級・・・▲9.77%(▲6%)
- ・諸手当関係の措置の内容：
 - 調整手当及び広域異動手当・・・上記の減額率を乗じて得た額を減額。
 - 期末・勤勉手当・・・▲9.77%(▲5%) 管理職手当・・・▲10%(減額なし) 調整(地域)手当・・・2%加算(加算なし)
- ※()は平成24年6月～平成25年3月の措置内容
- ・国と異なる措置の概要：
 - ①実施開始を平成24年6月からとした。
 - ②平成24年6月～平成25年3月の間は減額率を緩和し、管理職手当は減額対象外とした。
 - ③平成25年4月～平成26年3月の間は、減額対象者に対して減額緩和措置(調整(地域)手当2%加算)を行った。
 - ④附属病院の医療技術職員及び看護職員並びに附属学校の教員は減額対象外とした。

【教育学部附属学校園の教育職員】

- ・実施期間：平成25年7月～平成26年3月[平成25年10月～平成26年3月]
- ・俸給表関係の措置の内容
 - 教育(二)，教育(三)2級以下・・・▲4.77%[▲3.2%] 教育(二)，教育(三)特2级以上・・・▲7.65%[▲6.2%]
- ・諸手当関係の措置の内容：
 - 調整手当及び広域異動手当・・・上記の減額率を乗じて得た額を減額。
 - 管理職手当・・・10%減額[減額なし]
- ※[]は教育学部附属幼稚園の教育職員の措置内容
- ・国と異なる措置の概要：
 - ①実施開始を平成25年7月(教育学部附属幼稚園は平成25年10月)からとした。
 - ②減額率を緩和し、教育学部附属幼稚園の教育職員について管理職手当を減額対象外とした。
 - ③調整(地域)手当，期末・勤勉手当を減額対象外とした。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成25年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	2528人	43.2歳	6,223千円	4,711千円	53千円	1,512千円
事務・技術	466人	43.5歳	5,251千円	4,006千円	80千円	1,245千円
教育職種 (大学教員)	1,113人	48.9歳	7,816千円	5,883千円	52千円	1,933千円
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	649人	35.3歳	4,682千円	3,572千円	32千円	1,110千円
教育職種 (附属高校教員)	19人	40.3歳	6,778千円	5,125千円	61千円	1,653千円
教育職種 (附属義務教育学校教員)	49人	41.8歳	6,647千円	5,042千円	72千円	1,605千円
医療職種 (病院医療技術職員)	226人	37.7歳	4,694千円	3,582千円	65千円	1,112千円
その他医療職種 (医療技術職員)	1人					
その他医療職種 (看護師)	2人					
技能・労務職種	3人	46.5歳	4,950千円	3,832千円	59千円	1,118千円
在外職員	該当者なし					

任期付職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	289	38.2	4,127	3,189	68	938
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	182	36.7	3,069	2,369	83	700
教育職種 (大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	105	40.5	5,957	4,606	39	1,351
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
技能・労務職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
	2					

再任用職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	6	68.0	6,220	4,602	40	1,618
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	2					
教育職種 (大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	4	69.0	7,911	5,820	25	2,091
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					

非常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	71	41.5	3,236	2,669	60	567
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	55	45.5	3,102	2,370	76	732
教育職種 (大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	16	27.6	3,697	3,697	3	0
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
技能・労務職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:常勤職員の教育職種(附属高校教員)は教育学部附属特別支援学校教員を示す。

注3:常勤職員の教育職種(附属義務教育学校教員)には教育学部附属幼稚園教員を含む。

注4:常勤職員のその他医療職種、任期付職員の技能・労務職種、再任用職員の事務・技術については、該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

[年俸制適用者]

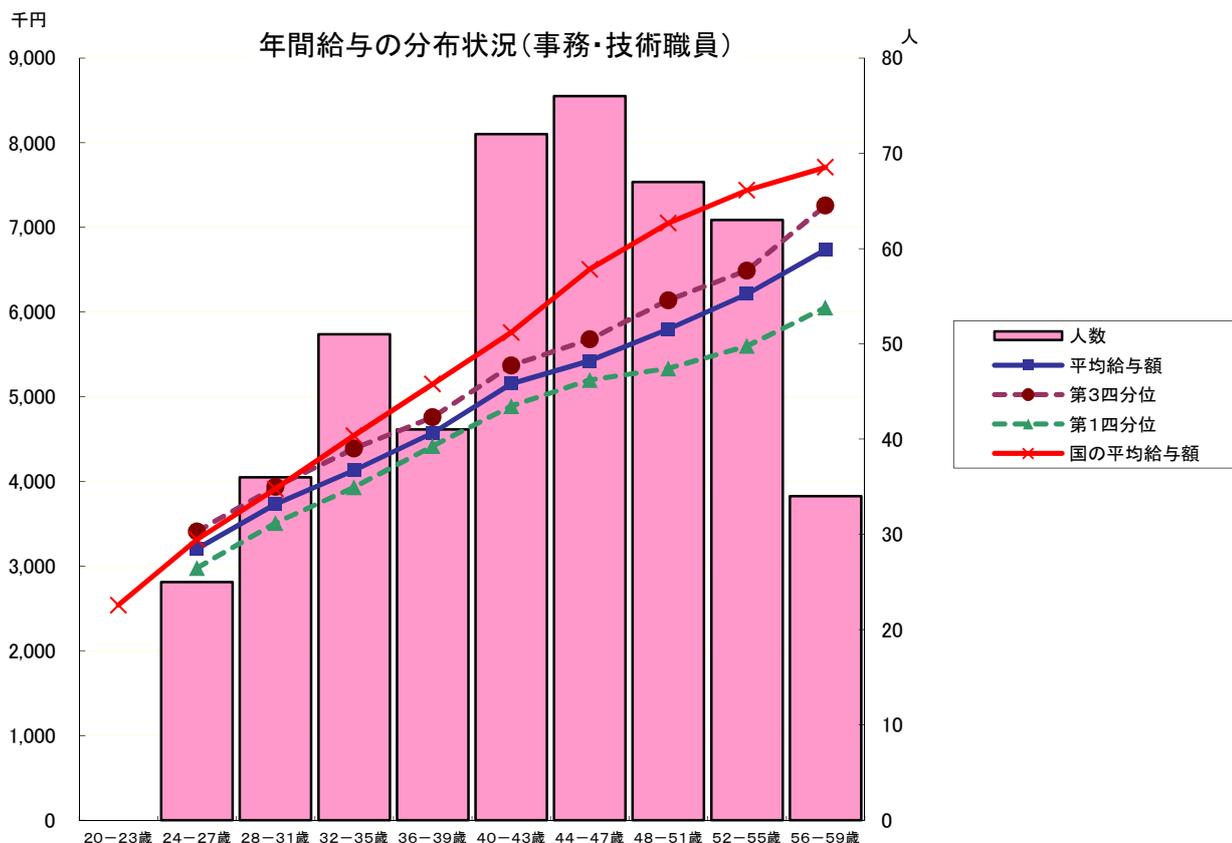
区分	人員	平均年齢	平成25年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
任期付職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	7	33.4	4,478	4,135	0	343
教育職種 (大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	7	33.4	4,478	4,135	0	343
再任用職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	1					
教育職種 (大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	1					

注1:常勤職員、在外職員、非常勤職員の区分については、該当者がいないため表を省略した。

注2:任期付職員及び再任用職員の事務・技術、医療職種(病院医師)、医療職員(病院看護師)、技能・労務職種の区分については、該当者がいないため表を省略した。

注3:再任用職員の教育職種(大学教員)については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))[在外職員, 任期付職員及び再任用職員を除く。以下, ⑤まで同じ。]



注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下, ⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	千円		千円	第3分位
部長	5	57.3	8,134	8,312	8,272		
課長	35	53.6	7,017	7,234	7,412		
総括主査	51	51.9	5,847	6,057	6,271		
主査	201	46.5	5,149	5,405	5,693		
主任	94	39.8	4,200	4,564	4,889		
事務職員	80	29.9	3,296	3,633	3,936		

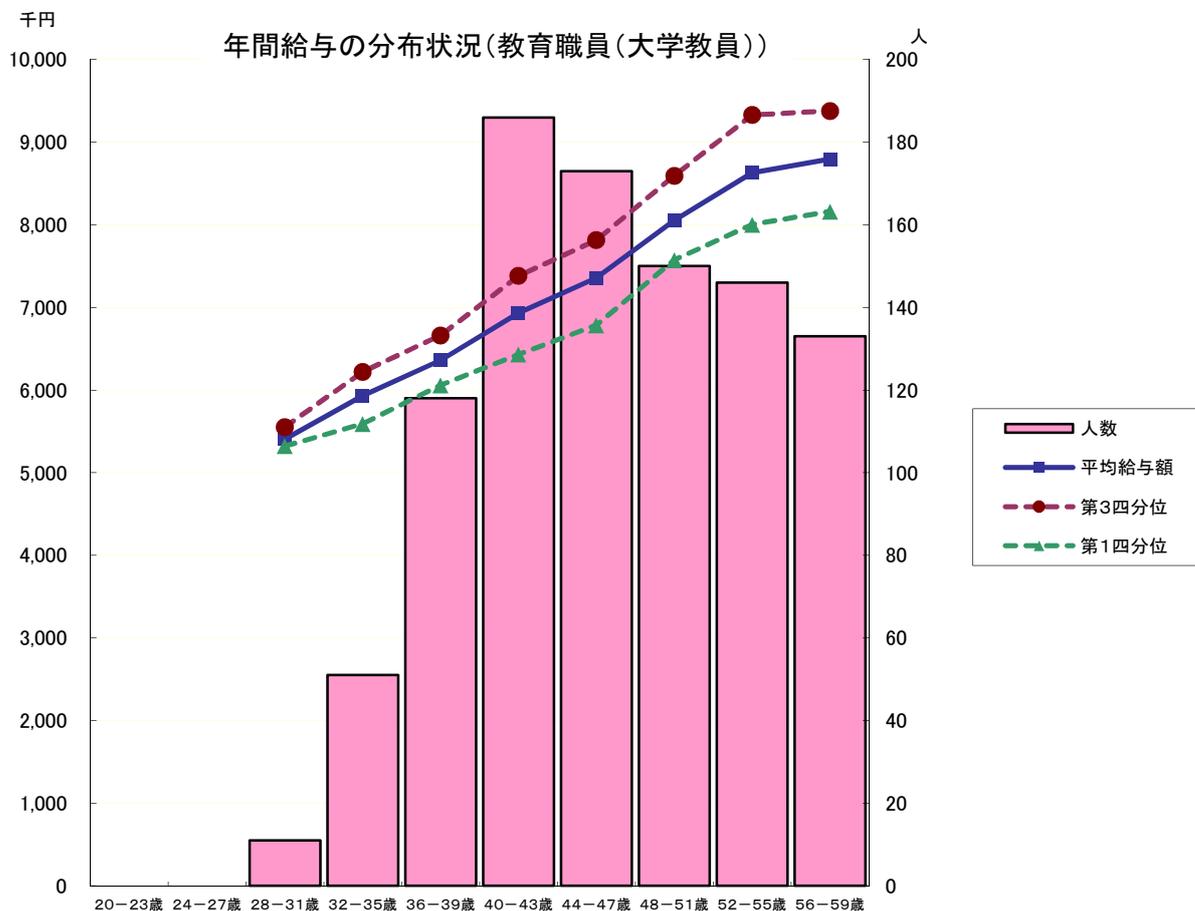
注1: 課長には課長相当職である事務長, 室長を含む。

注2: 本法人には課長補佐が置かれていないため, 原則として課長補佐を掲げるところ, 代わりに総括主査を代表的 職位として掲げ, それには同相当職種である技術専門員を含む。

注3: 本法人には係長が置かれていないため, 原則として係長を掲げるところ, 代わりに主査を代表的職位として掲げ, それには同相当職種である技術専門職員を含む。

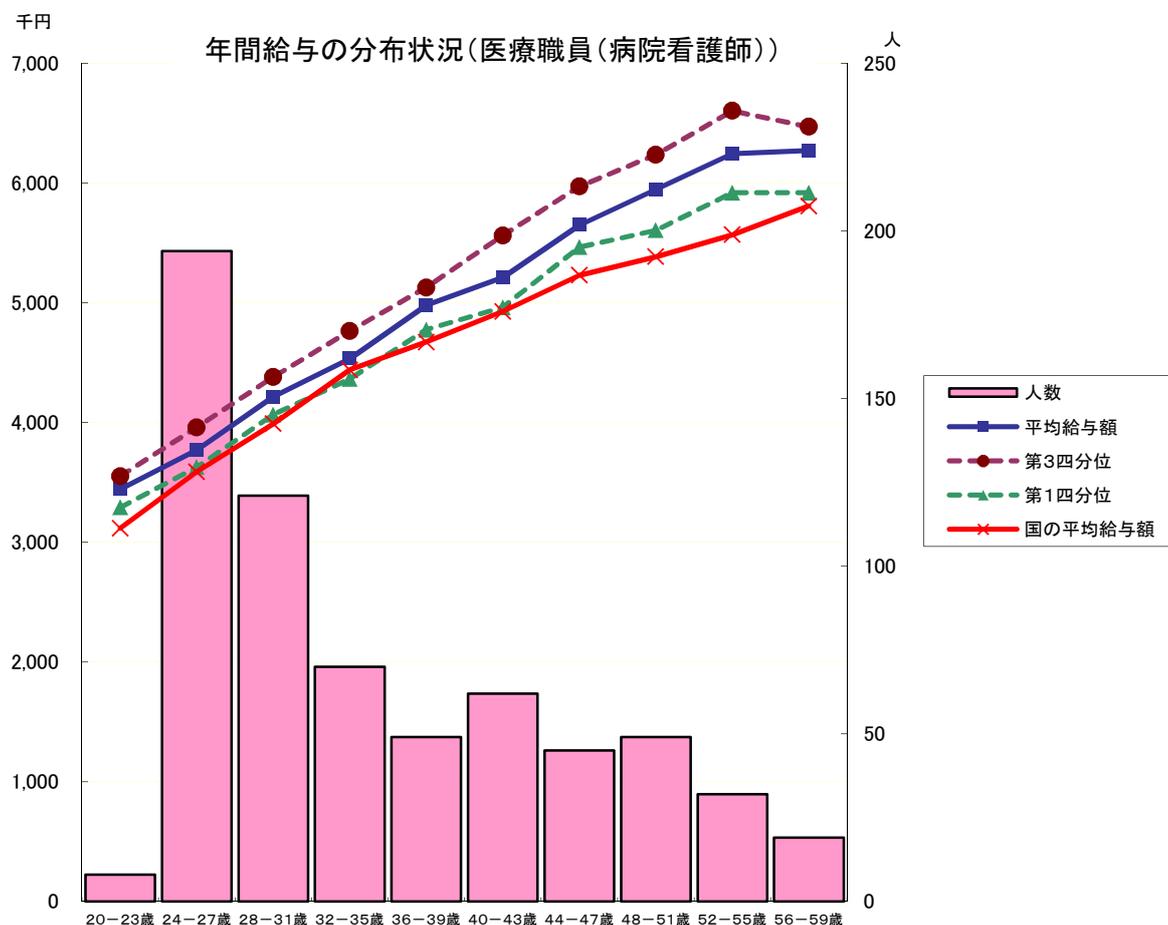
注4: 主任には主任相当職である主任専門職員を含む。

注5: 本法人には係員が置かれていないため, 原則として係員を掲げるところ, 代わりに事務職員を代表的職位として掲げ, それには同相当職種である技術職員, 図書職員及び専門職員を含む。



(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
教授	428	55.7	8,579	9,088	9,509		
准教授	340	46.5	7,128	7,465	7,870		
講師	88	45.0	6,673	7,119	7,555		
助教	250	41.9	5,895	6,200	6,516		
助手	7	49.5	4,760	5,385	6,089		



(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
看護部長	1		-	-	-	-	-
副看護部長	4	52.0	-	-	6,533	-	-
看護師長	33	50.3	6,160	6,383	6,383	6,647	6,647
副看護師長	94	45.3	5,151	5,666	5,666	6,187	6,187
看護師	517	32.4	3,811	4,336	4,336	4,750	4,750

注1:看護部長の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与の平均額は表示していない。

注2:副看護部長の該当者は4人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額第1・第3分位については表示していない。

③ 職級別在職状況等(平成26年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		事務職員	事務職員	主任, 主査	主査	課長, 事務長 室長, 総括主査
人員 (割合)	466 人	20 人 (4.3%)	59 人 (12.7%)	263 人 (56.4%)	72 人 (15.5%)	27 人 (5.8%)
年齢 (最高～最低)		34～24 歳	38～27 歳	60～33 歳	59～43 歳	59～40 歳
所定内給与 年額 (最高～最低)		2,951～2,148 千円	3,630～2,362 千円	4,783～2,772 千円	5,019～3,829 千円	5,631～4,335 千円
年間給与額 (最高～最低)		3,753～2,802 千円	4,611～3,082 千円	6,158～3,617 千円	6,628～5,101 千円	7,268～5,847 千円

区分	計	6級	7級	8級	9級	10級
標準的な職位		課長, 室長 事務長	部長	部長	事務局長	事務局長
人員 (割合)		20 人 (4.3%)	5 人 (1.1%)	0 人 (0.0%)	0 人 (0.0%)	0 人 (0.0%)
年齢 (最高～最低)		59～52 歳	59～51 歳	— 歳	— 歳	— 歳
所定内給与 年額 (最高～最低)		6,569～5,377 千円	6,748～5,990 千円	— 千円	— 千円	— 千円
年間給与額 (最高～最低)		8,371～7,017 千円	8,975～7,988 千円	— 千円	— 千円	— 千円

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		助手	助教	講師	准教授	教授
人員 (割合)	1,113 人	4 人 (0.4%)	253 人 (22.7%)	88 人 (7.9%)	340 人 (30.5%)	428 人 (38.5%)
年齢 (最高～最低)		54～37 歳	63～29 歳	62～29 歳	64～29 歳	64～39 歳
所定内給与 年額 (最高～最低)		4,006～3,562 千円	5,892～3,855 千円	6,290～3,606 千円	6,724～4,056 千円	8,733～5,090 千円
年間給与額 (最高～最低)		5,298～4,652 千円	7,377～5,023 千円	8,305～4,777 千円	8,861～5,357 千円	11,701～6,851 千円

(医療職員(病院看護師))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
標準的な職位		准看護師	看護師	副看護師長	看護師長	副看護部長	看護部長	看護部長
人員 (割合)	649 人	0 人 (0.0%)	521 人 (80.3%)	90 人 (13.9%)	33 人 (5.1%)	4 人 (0.6%)	1 人 (0.2%)	0 人 (0.0%)
年齢 (最高～最低)		— 歳	59～23 歳	58～31 歳	58～39 歳	55～46 歳	— 歳	— 歳
所定内給与 年額 (最高～最低)		— 千円	4,705～2,442 千円	5,246～3,051 千円	5,316～4,302 千円	5,090～4,801 千円	— 千円	— 千円
年間給与額 (最高～最低)		— 千円	6,297～3,227 千円	6,984～4,035 千円	7,097～5,743 千円	6,705～6,311 千円	— 千円	— 千円

注:6級における該当者が1人のため,当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから,「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

④ 賞与(平成25年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 64.5	% 67.2	% 65.9
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 35.5	% 32.8	% 34.1
	最高～最低	% 45.2～32.6	% 41.8～30.1	% 43.4～31.3
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 66.2	% 68.7	% 67.5
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 33.8	% 31.3	% 32.5
	最高～最低	% 34.5～31.6	% 32.4～29.1	% 33.2～30.4

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 64.2	% 66.9	% 65.6
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 35.8	% 33.1	% 34.4
	最高～最低	% 45.2～32.9	% 41.8～30.4	% 43.4～31.6
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 66.1	% 68.7	% 67.4
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 33.9	% 31.3	% 32.6
	最高～最低	% 44.8～32.1	% 41.4～29.5	% 43.0～30.8

(医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 65.5	% 68.1	% 66.8
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 34.5	% 31.9	% 33.2
	最高～最低	% 34.5～34.5	% 31.9～31.9	% 33.2～33.2
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 65.7	% 68.3	% 67.1
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 34.3	% 31.7	% 32.9
	最高～最低	% 34.5～32.0	% 31.9～29.6	% 33.2～30.8

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

86.5
97.2

対他の国立大学法人等

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等

96.5

(医療職員(病院看護師))

対国家公務員(医療職(三))

106.4
99.6

対他の国立大学法人等

注：当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出。

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容
指数の状況	対国家公務員 86.5
	参考 地域勘案 93.5
	学歴勘案 86.2
	地域・学歴勘案 93.3
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	
給与水準の適切性の検証	<p>【支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 36.1%】 (国からの財政支出額 23,105百万円, 支出予算の総額 64,012百万円:平成25年度予算)</p> <p>【累積欠損額 0円(平成24年度決算)】</p> <p>【管理職の割合 8.6%(常勤職員数466名中40名)】</p> <p>【大卒以上の高学歴者の割合 62.7%(常勤職員数466名中292名)】</p> <p>【支出総額に占める給与・報酬等支給総額の割合 25.8%】 (支出総額 68,848百万円, 給与・報酬等支給総額 17,754百万円:平成24年度決算)</p> <p>【検証結果】 国からの財政支出額は100億円以上であるが、本学の予算の総額に占める割合は36.1%であること、累積欠損金額が0円であること、本学管理職の割合8.6%が、国の17.1%(平成25年国家公務員給与等実態調査「適用俸給表別、手当の種目別受給人員」中、行政職俸給表(一)適用人員(139,545人)に占める俸給の特別調整額の支給人員(23,800人)の割合)に比して低いこと等から、適切な水準を維持していると思われる。</p> <p>【主務大臣の検証結果】 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であると考え。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。</p>
講ずる措置	今後も国家公務員の給与水準を参考にした上で、適切な給与水準の維持に努めたい。

○医療職員(病院看護師)

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 106.4	
	参考	地域勘案 105.9
		学歴勘案 107.5
	地域・学歴勘案 107.8	
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	平成25年国家公務員給与等実態調査によると、「適用俸給表別、性別、最終学歴別人員」中、医療職俸給表(三)の最終学歴が大学卒3.8%、短大卒87.1%、高校卒9.1%であるのに対し、本学は大学卒57.0%、短大卒43.0%、高校卒0%と、国に比べて大学卒の者の割合が多いこと、「適用俸給表別、級別(最終学歴別)人員」中、医療職俸給表(三)の1級人員(准看護師)の割合が10.1%であるのに対し、本学は0%であり、級別の人員分布が大きく異なること、また、特例法に伴う給与減額支給措置の対象外としていることが主な要因であると考えられる。	
給与水準の適切性の検証	<p>【支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 36.1%】 (国からの財政支出額 23,105百万円、支出予算の総額 64,012百万円:平成25年度予算)</p> <p>【累積欠損額 0円(平成24年度決算)】</p> <p>【管理職の割合 0.8%(常勤職員数649名中5名)】</p> <p>【大卒以上の高学歴者の割合 57.0%(常勤職員数649名中370名)】</p> <p>【支出総額に占める給与・報酬等支給総額の割合 25.8%】 (支出総額 68,848百万円、給与・報酬等支給総額 17,754百万円:平成24年度決算)</p> <p>【検証結果】 対国家公務員指数は100以上であり、国からの財政支出額は100億円以上ではあるが、本学の予算の総額に占める割合は36.1%であること、累積欠損金額が0円であることから、適切な水準を維持していると思われる。</p> <p>【主務大臣の検証結果】 法人の看護職員の職員構成と国の職員構成が異なっていること、法人の給与制度は国家公務員の制度と概ね同様であることから、給与水準は概ね適正であると考えられる。</p>	
講ずる措置	今後も国家公務員の給与水準を参考にした上で、適切な給与水準の維持に努めたい。	

教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標 95.7

(注)上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成25年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

なお、平成19年度までは教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一))との給与水準である。

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度	前年度	比較増△減		中期目標期間開始時(平成22年度)からの増△減	
	(平成25年度)	(平成24年度)	千円	(%)	千円	(%)
給与、報酬等支給総額 (A)	17,533,783	17,754,228	△ 220,445	(△ 1.2)	△ 1,034,705	(△ 5.6)
退職手当支給額 (B)	1,577,710	2,183,903	△ 606,193	(△ 27.8)	△ 270,905	(△ 14.7)
非常勤役職員等給与 (C)	8,678,742	8,193,081	485,661	(5.9)	2,209,681	(34.2)
福利厚生費 (D)	3,593,357	3,413,958	179,399	(5.3)	510,508	(16.6)
最広義人件費 (A+B+C+D)	31,383,592	31,545,170	△ 161,578	(△ 0.5)	1,414,579	(4.7)

注1:「非常勤役職員等給与」においては、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「17役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

注2:「退職手当支給額」欄は、国の常勤職員に相当する、法人の常勤職員に係る退職手当支給額を計上している。

総人件費について参考となる事項

- ① 給与、報酬等支給総額については、特例法に基づく国家公務員の給与見直しに関連して講じた給与減額支給措置を平成24年度は減額率を減率して実施していたところ、平成25年度から原則、国に準拠した減額率で実施したこと等により対前年度比1.2%減となった。
最広義人件費については、病院の有期雇用職員(教育職員・医療職員)等の増員に伴い、非常勤役職員等給与が増加し、また、社会保険料率の引上げ等に伴い、福利厚生費が増加したが、給与、報酬等支給総額が減少したこと、定年・勸奨退職者の減少及び支給水準引下げ等により退職手当支給額が減少したことにより対前年比0.5%減となった。
- ② 「国家公務員の退職手当の支給水準引き下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づき以下の措置を講ずることとした。
役員に関する講じた措置の概要:在職期間が役員のみ役員について、退職手当の調整率を104/100から87/100に引き下げた(ただし経過措置として平成25年9月までの間は98/100、平成25年10月から平成26年6月までの間は92/100)。
※職員から引き続き役員となった役員及び職員の支給水準引き下げについては、平成24年度に実施済み。

Ⅳ 法人が必要と認める事項

特になし